

広島県病院事業管理規程第二号

広島県病院事業組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年四月一日

広島県病院事業管理者 浅 原 利 正

広島県病院事業組織規程の一部を改正する規程

広島県病院事業組織規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第七条の表県立広島病院の項中「放射線治療科」の下に「緩和ケア科」を、「臨床研究検査科」の下に「病理診断科」を加え、

緩和ケア支援センター	患者総合支援センター
緩和ケア科	地域連携室
地域連携センター	入退院支援室
地域連携室	病床管理室
入退院支援室	

第八条県立広島病院の項中「臨床研究検査科」の下に「病理診断科」を加え、

臨床研究検査科

- 一 医療の向上のための研究に関すること。
- 二 細菌学的検査に関すること。
- 三 血清学的検査に関すること。
- 四 原虫及び寄生虫の検査に関すること。
- 五 死体解剖及び病理組織の検査に関すること。
- 六 理化学試験に関すること。
- 七 輸血用血液製剤の管理及び血液の交差試験等に関すること。
- 八 前各号のほか、医学的試験検査に関すること。

臨床研究検査科

- 一 医療の向上のための研究に関すること。
- 二 細菌学的検査に関すること。
- 三 血清学的検査に関すること。
- 四 原虫及び寄生虫の検査に関すること。
- 五 理化学試験に関すること。
- 六 輸血用血液製剤の管理及び血液の交差試験等に関すること。
- 七 前各号のほか、医学的試験検査に関すること。

病理診断科

- 一 医療の向上のための研究に関すること。
- 二 死体解剖及び病理組織の検査に関すること。
- 三 前各号のほか、医学的試験検査に関すること。

緩和ケア支援センター

- 一 患者の診療に関すること。
- 二 患者の入退院の決定に関すること。

三 緩和ケアに関すること。
地域連携センター

を

- 一 健康相談等に関すること。
- 二 医療社会事業に関すること。
- 三 その他予防衛生医療等に関すること。

「患者総合支援センター

- 一 医療相談及び医療社会事業に関すること。
- 二 地域の医療機関との連携に関すること。
- 三 入院支援に関すること。
- 四 病床管理に関すること。

に改める。

別表第二号の表副センター長の項中「地域連携センター」を「患者総合支援センター」に改め、同表室長の項中「緩和ケア支援室」を「病床管理室」に改め、同表技師長の項中「臨床研究検査科」の下に「病理診断科」を加え、同表副技師長の項中「臨床研究検査科」の下に「病理診断科」を加え、同表栄養指導管理員の項の次に次のように加える。

薬剤長	薬剤科	上司の命を受け、命じられた事務を整理する。	必要に応じ置く。
-----	-----	-----------------------	----------

別表第二号の表看護専門員の項中「及び緩和ケア支援室」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。